

介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員
登録移転申請書 兼 介護支援専門員証有効期間更新申請書

フリガナ	※必ず記入してください					
氏名	※氏名変更の場合、 変更後の氏名を記入					
生年月日	西暦()/昭和・平成()年 月 日 ※西暦、和暦を併記してください					
フリガナ	※必ず記入してください					
住所	※変更後の住所を記入					
郵便番号	(—)					
昼間連絡先電話番号	— — (自宅・勤務先・携帯電話・その他())					
登録番号(8桁)						
移転前の 登録都道府県知事	(都 道) 知事 府 県					
個人番号						
	※鳥取県に個人番号を提出済みの方は右欄にチェックしてください ☐					
変更前の氏名、 住所、個人番号						

介護保険法第69条の3及び介護保険法施行規則第113条の10の規定により、登録の移転申請を、同法第69条の4の規定により、登録事項の変更の届出を行うとともに、同法第69条の8第1項及び同施行規則第113条の26第3項において準用する第113条の20第1項の規定により、介護支援専門員証の有効期間の更新を申請します。

年 月 日

鳥取県知事 様

添付書類の介護支援専門員証を亡失された場合は、以下に署名してください。

知事が発行した介護支援専門員証を亡失しました。
亡失した介護支援専門員証を発見した時は、直ちに返納します。

氏名

添付書類

- (1) 写真(3×2.4cm) 1枚

※交付申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景のもので、裏面に記名すること

- (2)介護支援専門員証原本
(3)住民票(県外の住所である場合のみ添付)
(4)戸籍抄本(氏名変更の場合のみ添付)
(5)鳥取県介護支援専門員証交付手数料(4,200円)のレシート(納付票添付用)もしくは納付済証
(6)個人番号の確認ができる書類

※すでに鳥取県に提出済みの方は再度の提出は不要

ただし、個人番号が変更となる場合は、変更後の個人番号が確認できる書類を添付すること

- (7) 本人確認ができる書類

《手数料納付方法》 ※次のいずれかの方法で納付してください。

☐ POSレジ(県の窓口で納付)	☐ 4連式納付書(金融機関もしくはコンビニで納付)												
<table><tr><td>鳥取県庁POS</td><td>¥4,200</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">2 1 0 2 1 0 0 2 0 1 0 0 9</td></tr><tr><td colspan="2">手数料名:介護支援専門員証交付新規更新</td></tr><tr><td colspan="2">予算主務課:ささえあい福祉局長寿社会課</td></tr><tr><td colspan="2">電話番号:0857-26-7175</td></tr></table> POSレジバーコード(納付票)	鳥取県庁POS	¥4,200			2 1 0 2 1 0 0 2 0 1 0 0 9		手数料名:介護支援専門員証交付新規更新		予算主務課:ささえあい福祉局長寿社会課		電話番号:0857-26-7175		納付書番号 _____ ※納付書で納付した場合は納付書番号を必ず記入してください。
鳥取県庁POS	¥4,200												
													
2 1 0 2 1 0 0 2 0 1 0 0 9													
手数料名:介護支援専門員証交付新規更新													
予算主務課:ささえあい福祉局長寿社会課													
電話番号:0857-26-7175													

レシート(納付票添付用)／納付済証(コンビニ納付等) 貼付欄